

## 第4条 事業

この法人は、前条の目的を達成するため、室蘭市において次の事業を行う。

- (1) 障害者の福祉に関する調査・研究及び情報の提供・提言
- (2) 障害者の福祉に関する研修事業
- (3) 障害者の移動支援及び相談活動
- (4) 障害者の社会参加や雇用の促進
- (5) 障害者の文化・スポーツ活動の振興
- (6) 障害福祉団体との連携
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく障害福祉サービス事業及び地域活動支援事業の受託
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会 定款より)